当院の施設基準について

＜医療情報取得加算＞
当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。
初診時・・・1点
再診時・・・1点（3ヶ月に1回）
正確な情報を取得点活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。

＜医療 DX 推進体制整備加算＞
当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備について以下のように対応します。
・オンライン請求を行っています。
・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
・電子処方箋を発行する体制については、電子カルテメーカーと協議中です。（令和7年3月31日までの経過措置）
・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。（令和7年9月30日までの経過措置）
・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の充分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

＜明細書発行体制加算＞
当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。
また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。尚、明細書には、使用された薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

＜一般名処方加算＞
当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。
　後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医

薬品が提供しやすくなります。
　※一般名処方とは
　お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

＜後発医薬品使用体制加算＞
当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品：先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品）の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。
ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

＜夜間・早朝等加算＞
厚生労働省の定めにより、土曜日 12:00～17:00 の診療については、通常の初診料・再診料に国が定めた金額が加算されます。

＜外来感染対策向上加算＞
当院は、都道府県知事の指定を受けた第二種協定指定医療機関です。
感染対策責任者の配置や職員研修、マニュアル整備等を通じて、院内外の感染防止に努めております。
月 1 回に限り、外来感染対策向上加算（6 点）および、発熱患者等対応加算（20 点）を算定いたします。

＜外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）＞
当院は厚生労働大臣が定めた医療従事者の人材確保や賃金改善を図る体制に関し、施設基準を満たし届出しております。国が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記の通り算定いたします。
・初診時・・・6 点
・再診時・・・2 点

ふくや皮フ科クリニック
Fukuya Skin Clinic